

緑茶の表示基準

平成 21 年 9 月

公益社団法人日本茶業中央会

緑茶の表示基準

目次

第1	趣旨	1
第2	適用範囲	〃
第3	表示事項	〃
1	義務表示事項	〃
2	任意表示事項	〃
3	有機農産物等に係る表示事項	〃
第4	表示方法と表示すべき事項の具体的な示し方	2
I	小売容器入り包装茶の場合	〃
1	表示の方法	〃
2	表示事項の具体的記載方法	3
第1条	目的	〃
第2条	定義	〃
第3条	表示事項	〃
1	義務表示事項	〃
2	任意表示事項	4
第4条	特定事項の表示基準	〃
第5条	その他の特定表示事項	〃
第6条	不当表示の禁止	〃
第7条	その他の表示方法	5
第8条	表示適正化推進委員会の設置	〃
第9条	表示適正化推進委員会の事業	〃
第10条	違反に対する調査	〃
第11条	施行規則	〃
3	その他の留意事項	〃
II	荒茶、仕上げ茶の卸売りの場合	6
附則		〃
参考		7
別記1	小売容器入り包装茶の義務表示様式	8
別記2	荒茶の容器包装(大海袋等)に入れて販売する場合	10
別記3	仕上げ茶卸売りの容器包装(茶箱、ダンボール等)	〃

緑茶の表示基準 実施細則

第1条	定義	11
第2条	表示事項	〃
1	義務表示事項	〃
2	任意表示事項	16
第3条	不当表示の禁止	18
第4条	その他の表示方法	〃
表1	名称	20
表2	名称以外の茶種	21

緑茶の表示基準

平成 3 年 4 月 1 日制定

平成 21 年 9 月 1 日改正

(最終改正日)

第 1 趣 旨

この表示は、茶を取り扱う者が、それを供給、販売するに当って、その責任の所在を明確にし、適正な商品情報を容器包装上に示すことにより、商品の信頼確保、品質の保証を促し、もって茶業の発展を期するものであり、その責任ある適正な実施と円滑な推進を図るため緑茶の統一基準として定める。

第 2 適用範囲

この緑茶の表示基準は、茶の樹から収穫したものを原料として、製造、加工、販売する者が、商品として売り渡すことを目的に容器包装に入れて密封したものとする。

なお、飲用タイプのものにも準用する。

第 3 表示事項

1 義務表示事項（一括表示）

(1) 名称	J A S 法	食品衛生法
(2) 原材料名	J A S 法	食品衛生法
(3) 原料原産地名	J A S 法	
(4) 内容量	J A S 法	計量法
(5) 賞味期限	J A S 法	食品衛生法
(6) 保存方法	J A S 法	食品衛生法
(7) 原産国名	J A S 法	景品表示法
(8) 輸入者	J A S 法	
(9) 製造者等	J A S 法	食品衛生法

2 任意表示事項

- (1) 名称以外の茶種
- (2) 品種銘柄
- (3) 産地銘柄
- (4) 企業銘柄
- (5) 包装形態
- (6) 取扱上の注意

3 有機農産物等に係る表示事項

- (1) 有機農産物及び有機農産物加工品 J A S 法
 - 1) 有機農産物の日本農林規格(平成 12 年 1 月 20 日第 59 号)
 - 2) 有機加工食品の日本農林規格(平成 12 年 1 月 20 日第 60 号、一部改正平成 18 年 10 月

27 日第 1464 号)

(注) 平成 17 年 10 月 27 日付第 1606 号で全部改正された。

(2) 特別栽培農産物

1) 特別栽培農産物に係る表示ガイドライン (改正平成 19 年 3 月 23 日消安第 1443 号)

(注) J A S 法 : 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の略

景品表示法 : 不当景品類及び不当表示防止法の略

第 4 表示方法と表示すべき事項の具体的な示し方

I 小売容器入り包装茶の場合

1 表示の方法

(1) 表示の様式

表示の記載方法は、義務表示事項を一括して表示 (以下「一括表示」という。) するものとし、容器又は包装上に示す。

一括表示の様式は、別記 1 「小売容器入り包装茶の場合 (以下「小売容器入り包装茶」という。) 義務表示様式」 (以下「一括表示様式」という。) のとおりとする。

(2) 表示の場所

表示すべき事項は、容器又は包装上の見やすいところへ印刷又はラベルを貼付する等の方法で表示する。

2 表示事項の具体的記載方法

(目的)

第1条 この緑茶の表示基準（以下「表示基準」という。）は、緑茶の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この表示基準において、「茶」とは、ツバキ科カメリア属（*Camellia sinensis*(L)O. Kuntze）の植物（以下「チャ」という。）から製造したもので、実施細則（以下「実施細則」という。）に定めるもの及びこれを原材料として加工した茶製品をいう。

ただし、食品衛生法で定める添加物及び食品衛生法で定める添加物以外で実施細則で定める茶を主原材料として用いる添加物を含むものとする。

- 2 この表示基準において、「荒茶」とは、チャの葉から製造したもので仕上げ加工前の茶をいい、「仕上茶」とは、荒茶を原料として仕上げ加工し飲食用に供する状態にした最終製品をいう。
- 3 この表示基準において「事業者」とは、茶を製造、加工し、若しくは輸入して販売する事業又は製造を他に委託して自己の商標若しくは会社名を表示して販売する事業者をいう。
- 4 この表示基準において、「表示」とはこの表示基準の実施細則に定めるものをいう。

(表示事項)

第3条 事業者は、茶の容器又は包装に次に掲げる事項を記載する場合は実施細則に定める表示基準に従い、日本工業規格Z8305に規定する8ポイントの活字以上の大きさとする。ただし、表示可能な面積が150平方センチメートル以下のもの又は内容量が100グラム以上のガセット袋等にハンドラベラー等で表示する場合、5.5ポイント以上の大きさの活字とすることができる。

また、容器又は包装の面積が30平方センチメートル以下の場合、原材料名、原料原産地名、賞味期限及び保存方法は省略することができる。表示に用いる文字の色は、背景の色と対照的な見やすい色で表示する。

1 義務表示事項（一括表示）

JAS法に基づく加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）による義務表示事項に係る表示項目は次のとおりとする。

表示項目別の表示の内容は実施細則の定めるところによる。

- (1) 名称
- (2) 原材料名
- (3) 原料原産地名
- (4) 内容量
- (5) 賞味期限

- (6) 保存方法
- (7) 原産国名
- (8) 輸入者
- (9) 製造者等

2 任意表示事項

任意表示事項に係る表示項目は次のとおりとし、義務表示事項に係る一括表示の欄外（以下「欄外表示」と云う）に記載するものとし、その表示項目別の表示内容は実施細則に定めるところによる。

- (1) 名称以外の茶種
- (2) 品種銘柄
- (3) 産地銘柄
- (4) 企業銘柄
- (5) 包装形態
- (6) 取扱上の注意

（特定事項の表示基準）

第4条 特定の前産地のも、有機農産物、有機農産物加工食品その他の使用した原材料が特色のあるものである旨を表示する場合は、農林物資の規格化及び品質表示基準の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づく有機農産物加工食品の日本農林規格（平成12年1月20日農林水産省告示第60号）及び加工食品の品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）に定めるところにより表示するものとする。

（その他の特定表示事項）

第5条 社団法人日本茶業中央会の茶需要拡大等推進委員会は、第1条の目的を達成するため特に必要があると認める場合には、第3条及び第4条に規定する事項のほか、これらの事項に関連する特定の表示事項又は表示の基準を実施細則により定めることができる。

（不当表示の禁止）

第6条 事業者は、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

- (1) 茶でないものについて、茶であるかのように一般消費者に誤認される恐れがある表示
- (2) 茶の生産国、産地、品種、銘柄等において、一般消費者に誤認される恐れがある表示
- (3) 他の事業者又は他の事業者に係る茶を中傷し、誹謗するような表示
- (4) 茶の内容物の保護又は品質保全に必要な限度を超えて過大な容器又は包装を用いることにより内容量が誤認される恐れがある表示
- (5) 茶について、自己の取り扱う他の商品又は自己の行う他の事業について受けた賞、推奨等が当該商品について受けたものであるかのように誤認される恐れがある表示
- (6) 茶の取引に関し、当該商品の内容又は取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良または有利であると一般消費者に誤認される恐れがある文字、絵、写真その他の表示

(その他の表示方法)

第7条 第3条及び第4条に基づく表示方法以外の方法による場合は、実施細則に定めるところによるものとする。

(表示適正化推進委員会の設置)

第8条 表示基準の目的を達成するため、社団法人日本茶業中央会に表示適性化推進委員会を設置する。
(表示適正化推進委員会の事業)

第9条 表示適正化推進委員会は次の事業を行う。

- (1) 表示基準の内容の周知徹底に関すること。
- (2) 表示基準についての相談及び指導に関すること。
- (3) 表示基準の遵守状況の調査に関すること。
- (4) 表示基準の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。
- (5) 表示基準の規定に違反する者に対する措置に関すること。
- (6) 表示に関する法令の普及及び違反の防止に関すること。
- (7) 関係官公庁との連絡に関すること。
- (8) 一般消費者からの苦情処理に関すること。
- (9) 会員に対する情報提供に関すること。
- (10) その他表示基準の施行に関すること。

(違反に対する調査)

第10条 表示適正化推進委員会は、第3条、第4条及び第6条の規定に違反する事実があると思われるときは、関係者を招致して事情を聴取し、又は関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他必要な事項について調査を行うものとする。この場合、社団法人日本茶業中央会会員を通じて調査を行うことができるものとする。

- 2 表示適正化推進委員会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、文書をもって当該調査に協力するよう要請しこれに非協力の場合は、調査経過とともに公表することができるものとする。

(施行規則)

第11条 茶需要拡大等推進委員会は、必要により別に運用基準を定めることができるものとする。

3 その他の留意事項

(1) 削除又は省略できる表示事項

- ① 店頭計り売り品にあつて、混雑時を見込んであらかじめ当日にその日の販売見込み量の限度内において容器又は包装に入れておくものは表示を省略することができる。
- ② 対面販売で、容器又は包装が配達又は持ち帰りのものであることが明らかな場合は表示を省略することができる。

(2) 製造者と加工者及び販売者

- ① 表示を行う者が加工包装業者である場合にあつては、一括表示様式の「製造者」を「加工者」

とすること。

- ② 表示を行う者が販売業者である場合にあっては、一括表示様式の「製造者」を「販売者」とすること。

(3) 様式

- ① 一括表示様式は縦書とすることができる。
- ② 一括表示様式の枠を記載することが困難な場合には、枠を省略することができる。

II 荒茶、仕上げ茶の卸売り（小売容器以外の包装茶）の場合

茶の流通において、販売を目的に「大海袋」や「茶箱」、「ダンボール箱」等の容器に入れて密封した場合、業者間の取引に係る JAS 法、不正競争防止法等の関係法の定める事項に従わなければならない。

ただし、生産者、農業協同組合並びに流通業者であって、直接、消費者に売り渡す場合は、I の「小売容器入り包装茶」の表示規定によらなければならない。

表示の方法

(1) 表示の様式

- 1) 表示事項が「小売容器入り包装茶」と同じ場合は、「緑茶の表示基準」第 4 の I の「小売容器入り包装茶」の場合に準じて表示する。
- 2) 表示事項が 1) 以外の場合は、「一括表示」の様式に代えて、次の通りとする。
 - ① 「荒茶」にあっては別記 2 「出荷票」（以下「出荷票」という。）を様式とする。
 - ② 「仕上げ茶卸売り」にあっては、別記 3 「入日記」（以下「入日記」という。）を様式とする。
 - ③ 地域の特性などによる「荒茶、仕上げ茶卸売の表示様式」の特例

地域の取引慣行の他、茶期別、品名、荷印、荷口等の記載上、本様式により示すことが困難な場合は、所属する全国団体と協議の上、買手が理解しやすい様式に変更することができる。

(2) 表示の場所

出荷票及び入日記は、容器又は包装上の見やすいところへ、印刷又は押印又はラベルを貼付する等の方法で表示する。

(3) 活字の大きさ及び配色

- 1) 表示に用いる活字の大きさは、日本工業規格 Z 8305（活字の寸法）に規定する 8 ポイント（写真植字 12 級）以上の大きさの活字とされているが、買い手が理解しやすいよう印刷又は押印による場合は 31 ポイント（写真植字 44 級）の大きさの活字、又は「手書き」で判りやすく記載する。
- 2) 表示に用いる文字の色は、背景の色と対比的な見やすい色で表示する。

附 則

この表示基準は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。ただし、施行後 1 年間は移行期間とする。

附 則

この表示基準は、平成 16 年 9 月 1 日から実施する。

附 則

この表示基準は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この表示基準は、平成 21 年 9 月 1 日から実施する。

(参 考)

○ JAS 法に基づく「加工食品品質表示基準」の改正について

ア JAS 法の品質表示の適用範囲の拡大について

JAS 法に基づき、「業者間取引を表示義務の対象とするための基準」を設定し、平成 20 年 4 月 1 日から取引される食品に適用される。

イ JAS 法に基づく基準の適用範囲

事項名；名称、「原材料名」、製造業者等の氏名又は名称及び住所

内容量、賞味期限、保存方法、「原産国名」（製品の輸入）、「原料原産地名」（荒茶の輸入）

ウ 今回の改正で新たに表示が義務づけされた事項（「」の事項）

表示事項のうち、既に計量法、食品衛生法で義務付けされている事項（アンダーライン部分）を除く「原材料名」、「原産国名」（製品の輸入）、「原料原産地名」（荒茶の輸入）が JAS 法の適用により、新たに表示義務を生じた事項。

エ 賞味期限及び保存方法の表示について

食品衛生法施行規則第 21 条及び今回の JAS 法に基づく表示基準の改正により、両法に基づき表示が義務づけされている。

なお、食品衛生法に基づく施行規則第 21 条の規定は、食品の種類によって表示方法が異なり、茶については「賞味期限及びその保存方法の表示を省略できる。」規定が設けられている。JAS 法の表示基準においても食品衛生法と同様の解釈規定を適用している。

別記1 小売容器入り包装茶の義務表示様式（表示例A）

1 国内産荒茶を用いて国内で仕上げ茶にした場合

① 名 称	煎茶
② 原材料名	緑茶
③ 原料原産地名	国産又は〇〇県（産）
④ 内 容 量	100 g
⑤ 賞味期限	平成16年9月
⑥ 保存方法	高温多湿を避け、移り香にご注意下さい
⑦ 製造者	〇〇製茶(株) 〇〇県〇〇市〇〇〇町

（注）販売者が製造者と合意して表示を行う場合は、「⑦製造者」欄を「⑦販売者」にすることができる。但し、製造者を別途記載すること。

2 外国産荒茶または外国産荒茶と国内産荒茶の両方を使用して国内で仕上げ茶にした場合

(1) A国から輸入した荒茶を使用し、国内で仕上げを行った場合

① 名 称	煎茶
② 原材料名	緑茶
③ 原料原産地名	A国
④ 内 容 量	100 g
⑤ 賞味期限	平成16年9月
⑥ 保存方法	高温多湿を避け、移り香にご注意下さい
⑦ 製造者	株〇〇製茶 〇〇県〇〇市〇〇〇町

(2) A国から輸入した荒茶と国内産の荒茶を使用し、国内で仕上げを行った場合

① 名 称	煎茶
② 原材料名	緑茶
③ 原料原産地名	A国、国産又は日本
④ 内 容 量	100 g
⑤ 賞味期限	平成16年9月
⑥ 保存方法	高温多湿を避け、移り香にご注意下さい
⑦ 製造者	株〇〇製茶 〇〇県〇〇市〇〇〇町

3 外国産の仕上げ茶を輸入した場合

(1) A国で仕上げ包装されたものを輸入し、そのまま販売する場合

① 名 称	煎茶
② 原材料名	緑茶
③ 内 容 量	100 g
④ 賞味期限	平成16年9月
⑤ 保存方法	高温多湿を避け、移り香にご注意下さい
⑥ 原産国名	A国
⑦ 輸 入 者	〇〇商事(株) 〇〇県〇〇市〇〇〇町

(2) A国で仕上げされたものを輸入し、国内で小分け包装を行った場合

① 名 称	煎茶
② 原材料名	緑茶
③ 内 容 量	100 g
④ 賞味期限	平成16年9月
⑤ 保存方法	高温多湿を避け、移り香にご注意下さい
⑥ 原産国名	A国
⑦ 加工者	〇〇商事(株) 〇〇県〇〇市〇〇〇町

別記1 小売容器入り包装茶の義務表示様式（表示例B）

1 国内産荒茶を用いて国内で仕上げ茶にした場合

① 名 称	煎茶
② 原材料名	緑茶（国産）又は（〇〇県（産））
③ 内 容 量	100 g
④ 賞味期限	平成16年9月
⑤ 保存方法	高温多湿を避け、移り香にご注意下さい
⑥ 製造者	〇〇製茶㈱ 〇〇県〇〇市〇〇〇町

（注）販売者が製造者と合意して表示を行う場合は、「⑥製造者」欄を「⑥販売者」にすることができる。製造者を別途記載すること。

2 外国産荒茶または外国産荒茶と国内産荒茶の両方を使用して国内で仕上げ茶にした場合

（1）A国から輸入した荒茶を使用し、国内で仕上げを行った場合

① 名 称	煎茶
② 原材料名	緑茶（A国）
③ 内 容 量	100 g
④ 賞味期限	平成16年9月
⑤ 保存方法	高温多湿を避け、移り香にご注意下さい
⑥ 製造者	㈱〇〇製茶 〇〇県〇〇市〇〇〇町

（2）A国から輸入した荒茶と国内産の荒茶を使用し、国内で仕上げを行った場合

① 名 称	煎茶
② 原材料名	緑茶（A国、国産又は日本）
③ 内 容 量	100 g
④ 賞味期限	平成16年9月
⑤ 保存方法	高温多湿を避け、移り香にご注意下さい
⑥ 製造者	〇〇製茶㈱ 〇〇県〇〇市〇〇〇町

3 外国産の仕上げ茶を輸入した場合

（1）A国で仕上げ包装されたものを輸入し、そのまま販売する場合

① 名 称	煎茶
② 原材料名	緑茶
③ 内 容 量	100 g
④ 賞味期限	平成16年9月
⑤ 保存方法	高温多湿を避け、移り香にご注意下さい
⑥ 原産国名	A国
⑦ 輸 入 者	〇〇商事㈱ 〇〇県〇〇市〇〇〇町

（2）A国で仕上げされたものを輸入し、国内で小分け包装を行った場合

① 名 称	煎茶
② 原材料名	緑茶
③ 内 容 量	100 g
④ 賞味期限	平成16年9月
⑤ 保存方法	高温多湿を避け、移り香にご注意下さい
⑥ 原産国名	A国
⑦ 加 工 者	〇〇商事㈱ 〇〇県〇〇市〇〇〇町

別記2 荒茶の容器包装(大海袋等)に入れて販売する場合 (表示例)

荒 茶 出 荷 票			
名称	煎茶		
原材料名	茶		
内容量	〇〇kg		
品種名	やぶきた	荷印	一番茶
荒茶産地		荷口数	〇本口
原料原産地名	A国		
出荷年月日	平成 年 月 日		
製造者等	〇〇製茶(株) 〇〇県〇〇市		

- (注) 1 荒茶産地欄には、産地銘柄で取引する場合、荒茶の産地が明確になるよう表記する。
 2 「品種名」欄は該当しない場合は、欄ごと削除できる。

別記3 仕上げ茶卸売りの容器包装(茶箱、ダンボール箱等) (表示例)

仕 上 げ 茶 出 荷 票 (入日記)			
名称	煎茶		
原材料名	茶		
内容量	〇〇kg		
品種名	やぶきた	荷印	一番茶
荒茶産地		荷口数	〇本口
仕上げ加工地			
原産国名	A国		
製造年月日	平成 年 月 日		
製造者等	〇〇製茶(株) 〇〇県〇〇市		

- (注) 1 荒茶産地欄は、産地銘柄で取引する場合表記する。
 2 「品種名」欄は該当しない場合は、欄ごと削除できる。
 3 荒茶の産地以外で仕上げ加工した場合は、仕上げ加工地を記載する。(製造者等から明確な場合は省略できる。)

(注) 別記2及び3の原料原産地名又は原産国名欄は、原材料名の後に () 書きで国産又は外国産を表記した場合は省略できる。

緑茶の表示基準
実施細則

平成21年9月

社団法人日本茶業中央会

緑茶の表示基準 実施細則

(定義)

第1条 緑茶の表示基準（以下「表示基準」という。）第2条第1項に定める「実施細則に定めるもの」とは、次のものをいう。

茶葉（一部茎を含む）を蒸熱又は釜炒り等の方法により茶葉中の酵素を失活させた後、飲食用に供せられる状態に製造したもの（以下、「緑茶」という。）

2 表示基準第2条第4項に規定する「実施細則に定めるもの」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 商品、容器または包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示
- (2) 見本、チラシ、カタログ、POPその他これらに類似する物による広告その他の表示（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。）
- (3) ポスター、看板（プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。）その他これに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告
- (4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送による広告
- (5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示（インターネット、パソコン通信等によるものを含む。）

(表示事項)

第2条 表示基準第3条に規定する必要な表示事項は、次の基準により記載する。

1 義務表示事項（一括表示）

義務表示事項に係る表示項目及び記載方法は次のとおりとする。

(1) 名称

名称は、表1に定めるところによる。

なお、漢字の部分を「ひらがな」で示し、ひらがなの部分を「漢字」で示すことができる。
また、上記名称の末尾に括弧書きをもって、俗称や形態を示すことができる。

例	<table border="1"><tr><td>名称</td><td>玉緑茶（グリ茶）</td></tr></table>	名称	玉緑茶（グリ茶）	<table border="1"><tr><td>名称</td><td>煎茶（缶詰茶）</td></tr></table>	名称	煎茶（缶詰茶）
名称	玉緑茶（グリ茶）					
名称	煎茶（缶詰茶）					

(2) 原材料名

ア 原材料名は、「茶」または「緑茶」とする。なお、名称欄で使用した用語と重複してはならない。

例	<table border="1"><tr><td>原材料名</td><td>茶（または緑茶）</td></tr></table>	原材料名	茶（または緑茶）
原材料名	茶（または緑茶）		

イ 食品衛生法上の食品添加物（以下「食品添加物」という。）は、原則として原材料とし

て使用しないものとする。

- ウ 食品添加物以外の茶を除く原材料は、炒った「米」、「はと麦」、「あられ」及び香り付け目的としたジャスミンの花など、植物性の花（乾物）及びこれらに準ずるもの並びに製造上製品の安定のために必要なものとする。

例	原材料名	茶 あられ	原材料名	茶 (ジャスミン)
---	------	-------	------	-----------

例	原材料名	茶 デキストリン	(インスタントティーの場合)
---	------	----------	----------------

- エ ウの食品添加物以外の原材料は、製品全体の重量の50%以内にするものとする。
オ 使用した原材料名は、製品に占める原材料の使用重量の多い順に記載する。

例	原材料名	茶 あられ
---	------	-------

- カ JAS法により格付けされた有機農産物を原材料とした場合は、当該原材料が有機農産物であることを記載することができる。（表示基準第4条）

(注) 特別栽培茶の取り扱いは、農林水産省が定める特別栽培農産物に係る表示ガイドラインによる。

(3) 原料原産地名

主な原材料の原産地を、次により記載する。

- ア 国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあつては原産国名を記載すること。ただし、国産品にあつては、国産である旨の記載に代えて都道府県名その他一般に知られている地名を記載できる。
- イ 原材料の原産地が2以上ある場合にあつては、原材料に占める重量の割合の多い順に記載する。
- ウ 原材料の原産地が3以上ある場合にあつては、原材料に占める重量の割合の多い順に2以上記載し、その他の原産地を「その他」と記載することができる。
- エ 原材料の性質等により特別の事情がある場合には、おおむね特定された原産地を記載することができる。（加工食品品質表示基準第4条第1項第8号オによる。）
- オ 原料原産地名を原材料の欄において、主な原材料の次に括弧を付して記載する場合は、原料原産地名の項目を省略できる。

(4) 内容量

内容量は、内容重量をグラム（g）又はキログラム（kg）単位で記載する。

	一般的な容器入りの場合	ティーバッグ等小売容器入りを カートン箱入りの場合
例	内容量 100グラム	内容量 100グラム(5g×20袋)

なお、密封包装した茶の計量誤差（正確と見なされる量目公差）の範囲は下記のとおりである。（計量法 平成5年11月1日改正）

- | | |
|-----------------------------|----------------|
| ①表示量が、5 g 以上 50 g 以下の場合 | マイナス誤差は4%まで |
| ②表示量が、50 g を超え 100 g 以下の場合 | マイナス誤差は2 g まで |
| ③表示量が、100 g を超え 500 g 以下の場合 | マイナス誤差は2%まで |
| ④表示量が、500 g を超え 1 kg 以下の場合 | マイナス誤差は10 g まで |
| ⑤表示量が、1 kg を超え 5kg 以下の場合 | マイナス誤差は1%まで |

(5) 賞味期限

ア 製造した日から賞味期限（品質保持期限）までの期間が3カ月以内のものは、次のいずれかの方法で記載する。

- ①平成16年6月30日 ②16.6.30 ③2004.6.30 ④04.6.30

②～④について、「.」の印字が困難なときは省略することができる。ただし、月または日が1桁のとき、2桁目は「0」と記載する。

例

賞味期限	平成16年6月30日	賞味期限	160630
------	------------	------	--------

イ 製造した日から賞味期限（品質保持期限）までの期間が3カ月を超えるものは、次のいずれかの方法で記載する。ただし、この規定にかかわらず、アに定めるところにより記載することができる。

- ①平成16年9月 ②16.9 ③2004.9 ④04.9

②～④について、「.」の印字が困難なときは省略することができる。ただし、月または日が1桁のとき、2桁目は「0」と記載する。

例

賞味期限	平成16年9月	賞味期限	1609
------	---------	------	------

ウ 賞味期限の記載にあたっては、包装資材の性能に則して適正に記載するものとする。

（注）「品質保持期限」の用語の使用は、経過措置として、平成17年7月31日までに製造、加工、輸入したものに限る。

(6) 保存方法

開封前の適正な茶の保存方法を記載する。

例

保存方法	高温多湿を避け、移り香にご注意下さい。
------	---------------------

(7) 原産国名

輸入品の原産国名は、次により記載する。

ア 輸入品は、原産国名を記載する。

ただし、一般に知られている地名を原産地として記載できる。

例

原産国名	中国
------	----

原産国名	福建省
------	-----

イ 複数の原産国の場合は、全体重量に占める割合が多いものの順に原産国名を記載する。

例

原産国名	国産	中国
------	----	----

原産国名	国産	中国	(福建省)
------	----	----	-------

(8) 輸入者

外国産の仕上げ茶を輸入し、そのまま販売する場合は、輸入した事業者（支店が行った場合は支店等）の所在地と事業者名を「製造者」に代えて記載する。

例

輸入者	〇〇市××町〇〇番地 〇〇製茶株式会社
-----	------------------------

ただし、外国産の仕上げ茶を国内で小分け包装した場合は、「輸入者」を「加工者」に代えて記載する。

例

加工者	〇〇市××町〇〇番地 〇〇製茶株式会社△△支店
-----	----------------------------

(9) 製造者等

1) 製造者または加工者の氏名の示し方

ア 法人の場合、「法人名」で示す。

ただし、容器又は包装の表示面積や形態等から、次のように略記して示すことができる。

(ア) 「株式会社」等の場合

「〇〇県製茶株式会社」を「〇〇県製茶(株)」または「〇〇県製茶KK」、「有限会社」を「(有)」、「合名会社」を「(名)」、「合資会社」を「(資)」等

(イ) 「組合」等の場合

「農業協同組合」を「農協」または「JA」。「経済農業協同組合連合会」を「経済連」。ただし、中小企業等協同組合法に定める組合は、省略して示すことはできない。

イ 個人の場合

店名だけでなく代表の氏名まで記載しなければならない。

例

製造者	日本茶舗	茶	山	太郎
-----	------	---	---	----

2) 製造所または加工所の所在地の示し方

住居表示に関する法律に基づき、行政区画名を正しく記載する。ただし、次のように記載して差し支えない。

ア 道府県庁所在地の場合、「道府県名」を省略すること。

イ 地方自治法で定める政令指定都市の場合、「道府県名」を省略すること。

ウ 郡名の場合、同一都道府県内に同一市町村名がなければ「郡名」を省略すること。

エ 東京都の場合、都、区（市）、町名、番地のいずれも省略をすることができない。

例

製造者	〇〇県△△郡××町〇〇番地 〇〇製茶株式会社
-----	---------------------------

例

製造者	〇〇市××町〇〇番地 〇〇農協
-----	--------------------

3) 製造者に代えて販売者が表示を行う場合の表示の仕方

製造者に代えて表示を行う者（表示に関する責任者）が販売者の場合にあつては、「製造者」欄を「販売者」として「製造者」に準じて記載する。

なお、「販売者」と「製造者」の両方を記載することはできない。ただし、「製造者」と「販売者」のいずれか一方を欄内に記載し、他の一方を記載したい場合は、欄外に記載することができる。この場合、一括表示の記載方法に準じて記載する。

(10) 製造所固有の記号

「製造所所在地と製造者氏名（製造元）」の例外的表示

1) 「販売者」だけで記載する場合

「製造者」は省略することができないことから、あらかじめ消費者庁長官に届け出た「製造所固有の記号」で記載する。「固有の記号」は、販売者の住所と氏名の次に記載する。

例

販売者	〇〇県△△市××町〇〇番地 〇〇茶商株式会社 S S F
-----	---------------------------------

「S S F」は、製造者「〇〇製茶(株)△△工場」の「固有の記号」。

2) 製造者本社の所在地と工場の所在地が異なる場合

例

製造者	〇〇県△△市××町〇〇番地 〇〇製茶(株) A U F
-----	--------------------------------

「AUF」は、〇〇製茶㈱（本社〇〇市）××市工場で製造した場合の「××市工場と所在地」の「固有の記号」。

○製造所の「固有の記号」の届け出（施行規則第5条4項）

製造者と販売者が異なる場合の製造所所在地と製造者氏名の「固有の記号」の届出は、製造者と販売者が連名で、製造所所在地と製造者氏名を「本社名とその所在地」で示す場合は、「本社」で所定の書式により消費者庁長官に届出なければならない。

「製造所固有の記号」は、アラビア数字、ローマ字、平仮名、片仮名又はこれらを組合わせのものに限られる。

2 任意表示事項

任意表示事項に係る表示項目及び記載方法は次のとおりとする。

(1) 名称以外の茶種

1の義務表示事項の(1)の名称以外の茶種については、表2のとおりとする。

(2) 品種銘柄

品種銘柄を表示する場合は、次によるものとする。

ア 品種銘柄として品種名を表示する場合は、次の品種について表示することができるものとする。

- ①農林水産省通達に基づき命名登録された品種
- ②種苗法に基づき品種登録された品種
- ③都道府県等の公的機関において奨励品種等として認められた品種

イ 品種銘柄の表示方法

(ア) 使用品種が一品種の場合

品種名または品種名 100%と記載する。

例1

やぶきた

例2

やぶきた 100%

(イ) 使用品種が複数品種の場合

a 品種の使用重量の多い順に表示する。

例

やぶきた〇〇〇〇

b 「やぶきたブレンド」のように当該品種を強調してブレンド表示（他の品種をブレンド）する場合は、ブレンド表示に近接して次のように表示する。

例1

やぶきたブレンド〇%

 又は

やぶきたブレンド〇割

例2 やぶきた〇%以上 又は やぶきた〇割以上

(3) 産地銘柄

産地銘柄を表示する場合は、次によるものとする。

ア 産地銘柄の要件

- ① 荒茶を製造した都府県名、市町村名、その他社会通念として一般に認められた地名をもって産地名とし、その産地名を冠して産地銘柄とする。

なお、産地銘柄の範囲が都府県または市町村の区域を越える場合は、当該産地銘柄を使用する関係者が当該産地の範囲等の条件を規定する。

- ② 産地銘柄を表示する場合は、国産であって、当該荒茶産地の原料の使用割合が50%以上でなければならない。

イ 産地銘柄の表示

産地銘柄の表示は次による。

- ① 当該産地の原料使用割合が100%の場合
当該産地名を冠して「〇〇茶」とする。

例 〇〇茶

- ② 当該産地の原料使用割合が50%以上100%未満の場合

- a 当該産地名を冠してブレンドであることがわかるよう表記する。
b 当該産地銘柄を強調して、ブレンド表示(他の産地銘柄をブレンド)をする場合は、ブレンド表示に近接して次のように表示する。

例1 〇〇茶ブレンド(〇〇茶 50%) 又 〇〇茶ブレンド (〇〇茶 50%以上)
〇〇茶ブレンド(〇〇茶 5割) 又は 〇〇茶ブレンド(〇〇茶 5割以上)

例2 〇〇茶 50% 又は 〇〇茶 50%以上
〇〇茶 5割 又は 〇〇茶 5割以上

ウ 荒茶の産地以外で仕上げ加工した場合の表示

産地銘柄又は一括表示の記載箇所に近接して仕上げ地を記載する。

ただし、表示された製造業者等の住所から仕上げ地が明らかな場合は省略することができる。

仕上げ地：〇〇
例 一括表示欄

(4) 企業銘柄

事業者固有の商品銘柄は、1の(1)の「名称」、2の(3)の産地銘柄と類似しない用語とする。

(5) 包装形態

内部の包装形態を表示する場合は、最外部の表面の見やすい場所に表示する。

例 1

ティーバッグ

例 2

スティック

(6) 取扱上の注意

開封後の取り扱い方法や、お茶のいれ方、飲用上の注意などを記載するものとする。

例 1 湯は、沸騰させたものを茶種ごとの適温、湯量にしてお飲み下さい。

例 2 お茶は鮮度が大切です。早めにお飲み下さい。湯は、一度沸騰させ適温に冷ましてご使用下さい。

(不当表示の禁止)

第 3 条 表示基準第 6 条に規定する不当表示の禁止事項については、法律に定められているものの他、原則として次に掲げるものとする。

- (1) 特定の原材料が多いこと又は少ないことを強調することにより、品質が優れているかのように誤認される恐れがある表示
- (2) 客観的な根拠に基づかない完全、最高、特上、特選、極上、デラックス、スペシャルなど事実が曖昧な表示
- (3) 「熱湯玉露」、時期はずれの「新茶」、「蔵出し新茶」、「いつでも新茶」など不正確又は曖昧な表示
- (4) 茶は通常、添加物を使用しないで製造するにもかかわらず、「無添加」の表示をすることにより他の商品より優良であるかのように誤認される恐れがある表示
- (5) 「栄養飲料」、「健康飲料」、「美容飲料」など医薬品的な表示
- (6) 医薬品のような効能を表す表示
- (7) ある特定の商品について受けた賞、推奨等であるにもかかわらず、当該事業者に係る他商品についても賞、推奨等を受けたかのように誤認されるおそれがある表示、または当該商品が賞、推奨を受けたものでないにもかかわらず受けたかのように誤解される恐れがある表示

(その他の表示方法)

第 4 条 その他特別な場合における表示は、次によるものとする。

1 詰合せの表示

詰合せ品にあつては個々の商品に必要な表示事項を表示しなければならない。なお、外装上から表示が判読できない場合は、外装にも必要な事項を表示しなければならない。

ただし、店頭で個々の容器又は包装に表示してあるものを客の求めに応じて箱等に入れて販売する場合はその箱等の表示は省略することができる。

2 欄外表示

(1) 平成 18 年 8 月の「加工食品品質表示基準」の改正により一括表示様式の弾力的な表示が可能になった。

(2) 内容量等の省略の場合 (例)

<内容量の表示>

(問 1 2) どのような場合に、一括表示部分の内容量の表示を省略することができますか。

(答)

1 内容量については、「〇〇g」、「〇〇ml」のように単位を明記して、商品の主要面の目立つ位置に、その商品の一般的な名称と同じ視野に入るように記載する場合に、一括表示部分の内容量の表示(「内容量」という項目名ごと)を省略することが可能です。ただし、内容量を大きな袋の隅に小さく記載するなど、主要面での表示が明瞭でない場合には、一括表示部分の内容量の表示は省略できません。

2 また、商品名が一般的名称とは認められず、名称に代えることができない場合には、内容量が商品の主要面に記載されていても名称と同じ面に表示しているとは認められませんので、一括表示部分に名称とともに内容量の記載が必要です。

【名称、内容量の省略の可否の整理】

主要面への記載	一括表示部分への記載省略の可否	
	名称	内容量
名称+内容量を主要面に記載	可	可
名称のみ主要面に記載	可	不可
内容量のみ主要面に記載(商品名が名称に代えることができない場合も同じ。)	不可	不可

※ 農林水産省ホームページ Q&A からの抜粋

詳しくは「加工食品品質表示基準改正(わかりやすい表示方法等)に関する Q&A を参照のこと。

表1 名 称

1 名称及び定義

名 称	定 義
煎 茶	茶葉（自然光下で栽培し、摘採した茶葉）を蒸熱、揉捻、乾燥して製造したもの
深蒸し煎茶	煎茶と同様な製造であるが、茶葉の蒸し時間を煎茶の2倍以上の時間で製造したもの
玉 露	一番茶の新芽が伸び出した頃からよしず棚などに藁や寒冷紗などで茶園を20日前後覆い、ほぼ完全に日光を遮った茶園（「覆下園」）から摘採した茶葉を煎茶と同様に製造したもの
かぶせ茶	摘採前7日前後に藁や寒冷紗などで覆った茶園から摘採した茶葉を煎茶と同様に製造したもの
番茶又は川柳	新芽が伸びて硬くなった茶葉や古葉、茎などを原料として製造したもの及び茶期（一番茶、二番茶、三番茶など）との間に摘採した茶葉を製造したもの
玉緑茶（グリ茶） 又は釜炒り茶	煎茶と同様な製造であるが、揉捻の工程のうち精揉工程を省略して製造したもの。（グリ茶ともいう。） 釜炒り茶は、製造工程で茶葉を蒸熱に代えて炒って製造したもの
粉 茶	荒茶の仕上げ工程でふるい分けされた粉末状の茶で、20号篩下、60号篩上のもの。荒粉、切断された葉を含む。
芽 茶	煎茶や玉露の仕上げ加工の工程で篩分けされた芽先のもの
茎茶又は棒茶	荒茶の仕上げ工程で木茎分離機などで選別された茶の茎や葉柄、又は荒茶の仕上げ工程で篩分けられた赤茎を言う。
ほうじ茶	煎茶や番茶などを強い火で焙って製造したもの
玄米茶	煎茶や番茶に焙った米を加えたもの 米の割合は、製品全体の重量の50%以内とする
抹 茶	覆下栽培した茶葉を揉まずに乾燥した茶葉（碾茶）を茶臼で挽いて微粉状に製造したもの
粉末茶	茶を粉末にしたもの。ティーバッグ又はそのまま飲用する他、食品加工用の原料になるもの
抹茶入り玄米茶	玄米茶に抹茶を加えたもの
〇〇(入り)××茶	××茶（主原料）に〇〇（従原材料）を加えたもの （入り）は、省略して可。
固形茶	粉茶に水を加えて固めたもの
インスタントティー	緑茶から水溶性固形成分を抽出し、これを濃縮、乾燥し、粉末状又は粒状にしたもの

2 名称と包装

ティーバッグ入り茶の場合、名称の次に括弧書きで「ティーバッグ」と書くことができる。

例 名称

煎茶（ティーバッグ）

表2 名称以外の茶種

名 称	定 義
新 茶	当年の春に初めて生産された茶。
古 茶	当年以前に生産された茶。
春番茶	茶が生産された市町村の慣行による生産時期区分による。
一番茶	同上
二番茶	同上
三番茶	同上
四番茶	同上
秋番茶	同上
冷茶又は水だし茶	茶を水で浸出して飲用に適するもの

(注) 「秋摘み茶」は、生産時期を明示するもので、製造業者の責任で明示する。

(参考) 緑茶の賞味期限に関する試験研究結果

項 目	テスト期間(室温25度)				茶袋の材質
	1月	2月	3月	6月	
普通茶包装	良好	やや不良	不良	不良	防湿セロ#300・上質紙45kg. ・ポリ20 μ
防湿袋包装	大変良好	良好	やや不良	不良	防湿セロ#300・アルミ7 μ ・上質紙45kg.・ポリ20 μ
ガス充填包装	大変良好	大変良好	大変良好	大変良好	防湿セロ#300・PVDCコートOPP20 μ ・アルミ7 μ ・ポリ55 μ

(農林水産省野菜・茶業試験場)
現(独)農業・生物系特定産業技術研究機構野菜茶業研究所

(参考)

JAS 法に基づく「加工食品品質表示基準」の改正に関する Q&A が農林水産省のホームページから得られますので詳細な点はこのホームページを活用すること。

(<http://www.maff.go.jp>)

- 1 加工食品品質表示基準改正（わかりやすい表示方法等）に関する Q&A
- 2 加工食品品質表示基準改正（原料原産地表示等）に関する Q&A
- 3 加工食品品質表示基準、生鮮食品品質表示基準等の改正（業者間取引関係）に関する Q&A